- 1. 件 名: 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(島根原子力発電 所 保安規定) 【8】
- 2. 日 時:令和5年10月25日 15時15分~18時00分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室(TV会議システムを利用)
- 4. 出席者(※・・・TV会議システムによる出席) 原子力規制庁:

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官^{*}、義崎上席安全審査官、 秋本主任安全審査官^{*}、小林主任安全審査官、建部主任安全審査官^{*}、 伊藤(拓)安全審査官、小野安全審査官^{*}、中原安全審査官^{*}、 宮﨑安全審査専門職

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者:

中国雷力株式会社

電源事業本部 担当部長(原子力安全技術) 他 1 3 名^{*} 北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他2名* 東北電力株式会社

原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他 4 名* 中部電力ホールディングス株式会社

原子力本部 原子力部 総括・品質保証グループ 課長*

北陸雷力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他2名*

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他 4 名*

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室(建設管理) 課長 他 1 名*

5. 要旨

- (1)中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日及び10月23日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について】

- 先行プラントにおいて、実条件と異なる水源を用いてサーベイランス を行う実績があるか確認し説明すること。
- サプレッションチェンバを水源とした運転確認が困難な理由について、 フラッシングで放射性物質が取り除けないこと以外の観点も含め、原 子力安全上困難であることについて説明すること。
- テストタンクを用いた循環運転について、テストタンクの容量設定の 考え方を含めて詳細に説明すること。
- テストタンクについて、構造、設置高さ及び水位等の運用を含めてサ プレッションチェンバからの水の流入が無いように考慮していること を説明すること。
- 管理区域と非管理区域とをまたぐ配管において、非管理区域側に隔離 弁が設置されていない状況で、テストタンクを用いた運転確認時等の 際に、管理区域側の水が非管理区域側に流入しないことを説明するこ と。また、放射性管理上、管理区域と非管理区域をまたぐ配管のアイソ レーションの考え方について、根拠を示して説明すること。
- 残留熱代替除去ポンプの確認運転時の流路に含まれない範囲について、 先行プラントと同等の健全性確認が可能であることについて説明する こと。

【原子炉隔離時冷却系および高圧原子炉代替注水系の低圧運転点における確認運転について】

- 主蒸気でなく、所内蒸気を用いて原子炉隔離時冷却系ポンプの低圧運転点における確認運転を行う理由として、手動操作により原子炉圧力の変動が引き起こされるとあるが、原子力安全上困難である理由との関係について詳細に説明すること。
- (3)中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した 旨の回答があった。
- 6. その他

提出資料:

なし